

野田市関宿福祉センターやすらぎの郷基本使用料（令和元年10月1日以降）

区分 室名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
会議室	1,550円	3,090円	3,090円	6,800円
調理室	540円	1,110円	1,110円	2,460円
ボランティア室	750円	1,500円	1,500円	3,320円
福祉相談室	220円	420円	420円	960円
茶室(郷の茶)	550円	1,110円	1,110円	2,450円
教養娯楽室(和室)	1,810円	3,610円	3,610円	7,950円
教養娯楽室 (ステージ)	770円	1,830円	1,830円	3,970円
ふれあいホール	470円	1,010円	1,010円	2,170円
浴室(郷乃湯、幸乃湯)	200円 ただし、中学生以下及び60歳以上の者は、100円とし、3歳未満の幼児は、無料とする。			

備考

- 1 各室の使用区分は、午前、午後、夜間及び全日とする。ただし、午前、午後又は午後、夜間を通じて使用することができる。なお、浴室については、午前10時から午後4時までを通じて使用することができる。
- 2 教養娯楽室(和室及びステージ)は、月曜日以外の日は、午前及び午後とも浴室利用者のための休憩室として使用するものとする。
- 3 各室は、同時に使用することができる。この場合の使用料は、各室毎の合計額とする。
- 4 使用時間の延長は、原則として認めない。ただし、使用区分の前後に支障のない限り、施設の管理者の許可を得て使用時間の延長を認めることができるものとする。
- 5 上記4の使用時間の延長の許可を受けたときの延長に係る使用料は、基本使用料に1時間当たり20パーセントを加算する。
- 6 60歳以上の者の団体(おおむね10人を標準とする。)で、市内居住者に限りセンターを使用した場合の使用料は、基本使用料の半額とする。
- 7 使用時間は、使用に伴う準備時間及び使用後の整理時間を含む。
- 8 商品の展示、即売宣伝その他商行為等で使用する場合の使用料は、基本使用料の3倍(市内に住所を有しない者が使用する場合は5倍)の額とする。
- 9 使用の取消しによる使用料の還付については、別に定める。